主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律第一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、全裁判官一致の意見によつて、 主文のとおり判決する。

## 昭和二七年四月四日

## 最高裁判所第二小法廷

| _ |   | 精 | Щ | 霜 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|---|--------|
| 茂 |   |   | Щ | 栗 | 裁判官    |
| 重 |   | 勝 | 谷 | 小 | 裁判官    |
| 郎 |   | 八 | 田 | 藤 | 裁判官    |
| 郎 | _ | 唯 | 村 | 谷 | 裁判官    |